

用宗緑地市場調査型・実証実験実施要領

1. 目的

- 静岡市では、風光明媚な都市公園である用宗緑地の魅力を高め、さらに親しまれる公園とするため、民間活力の導入を含め、公園のポテンシャルを最大限に生かすことができる飲食、物販、スポーツアクティビティ、アウトドア(自然体験)、フィットネス(健康)など多岐に渡る利活用方法を検討しています。
- 用宗緑地において、民間事業者に、自らの持つアイデアやノウハウを活かした取組を実証実験のフィールドとして利用していただき、その効果や集客性、採算性を検証する市場調査型・実証実験を行います。

2. 市場調査型・社会実験により期待される効果

	静岡市	民間事業者
①	各種事業の潜在的需要や市場性を確認することで、公園の利活用について幅広い検討が可能になります。(公募対象公園施設の業態・業種、公園使用料の基準など)	提案内容が、用宗緑地におけるニーズにマッチングしているか確認でき、実際の「公園の使い勝手」「公園利用者の動線」の現場を確認することができます。
②	用宗緑地におけるニーズや課題点を踏まえた官民連携事業の実施の検討ができます。(特定公園施設の決定など)	用宗緑地の使用における留意事項や課題などの情報を把握でき、今後、市が用宗緑地において官民連携事業を実施する場合の参加の判断材料やリスク分担当条件面を事前情報として得られます。
③	民間活力による取組や効果を、市民の方に実感してもらうことができます。(事業周知、発現効果の実感など)	市との対話を通じて、民間事業者の想いや考えを市や公園利用者へ伝えることができます。

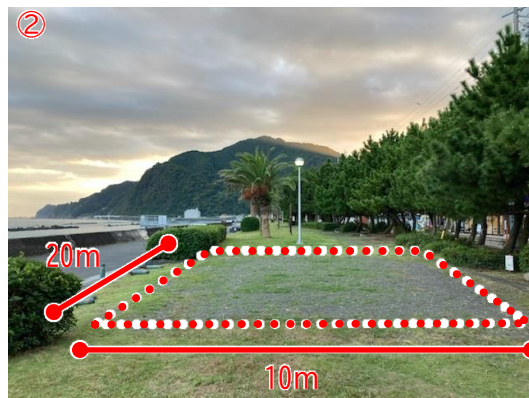
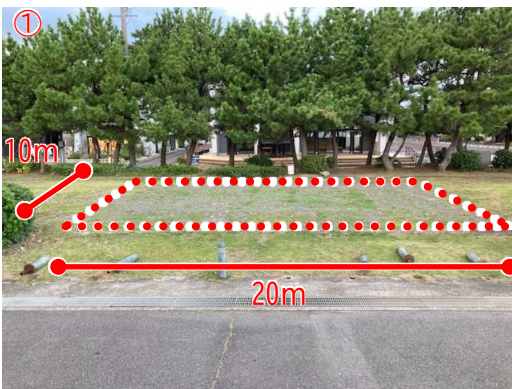
3. 用宗緑地の基本情報

公園分類	街区公園
所在地	静岡市駿河区用宗三丁目～五丁目の一部
面積	1.0ha
開園日	昭和60年3月31日
区域区分	市街化区域
駐車場台数	公園内なし

4. 事業の実施場所及び期間、時間

事業の実施については、原則、次のとおりとし、提案の内容をもとに市と協議のうえ、詳細を決定します。
ただし、用宗海岸海水浴場が開設される7月下旬から8月下旬及び市もしくは他の利用者が実施する行
催事等により、場所や日時の変更に関する協議のうえ決定することがあります。

① 実施場所:用宗緑地(用宗四丁目ブロック)



② 実施期間(準備・撤収を含む):令和6年5月3日(祝:金) ~ 令和7年3月31日(火)

③ 実施時間(準備・撤収を含む.):9時00分から21時00分まで

5. スケジュール

スケジュールは次のとおりです。

※実施期間内も、随時、事前相談及び募集を行います。

※市もしくは他の利用者が実施する行催事等により、希望する場所及び日時に実施できない場合があります。

日程	内容
令和6年4月19日(金) ～令和7年3月14日(金)	事業者の募集 提出書類作成のための事前相談及び質問受付
令和6年5月3日(祝:金) ～令和7年3月31日(火)	事業の実施
事業実施終了後20日以内	実績報告書の提出期限
実績報告書提出後	実施後、ヒアリング調査

6. 応募資格

実施事業者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ、応募内容を実行する意思と能力を有する民間企業、NPO法人、個人事業主、連合体又は任意団体等とします。

また、次のいずれかの項目に該当するときは、応募することはできません。

- ① 静岡市暴力団排除条例に規定する排除対象者に該当する場合
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされているもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされている場合
- ③ 国税及び地方税が未納の場合
- ④ 法令等の規定により許認可等が必要とされる条件を満たしていない場合

7. 提案内容

①提案の要件

事業の提案内容は、物販、飲食からスポーツアクティビティや自然体験など多岐に渡る内容を許可しますが、以下の事項を遵守するものとします。

(ア) 一時的なイベントではなく、今後の継続的な事業展開につながる内容であること

※一時的なイベントの場合は、**静岡市都市公園条例における公園利用の制度をご利用ください**

- (イ) 確実に実施できる内容であること
- (ウ) 公園利用者の安全に配慮し、利便性やサービスの向上が見込まれる内容であること
- (エ) 他の公園利用者に配慮すること
- (オ) 事業の実施にあたって、市の財産負担を前提としないこと。
- (カ) 新型コロナウイルス感染症拡大に対する防止対策を十分に行うこと。

②提案の対象外

次に掲げるものは事業の提案の対象外とします。

- (ア) 都市公園法や消防法等の法令で禁止されている行為
- (イ) 政治的活動又は宗教的活動
- (ウ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (エ) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (オ) 他の利用者の公園使用を著しく妨げる行為
- (カ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (キ) 公序良俗に反する行為
- (ク) その他、市が用宗緑地で実施する内容として不適切と判断する行為

③実施期間

1つの事業につき、原則、60日間以内とします。実施期間の延長については、提案内容や応募状況を踏まえ、市と協議するものとします。

④費用負担について

事業実施に係る費用負担(光熱水費を含む。)については、原則、実施事業者が負担することとし、次のとおりとします。

屋外で使用する電気については発電機、ガスについてはプロパンガスを使用することとし、いずれも実施事業者が用意するものとします。

静岡市都市公園条例に定める使用料は、静岡市が公益のために実施する実証実験であることから静岡市都市公園条例第19条第2項の規定に基づき免除とします。但し、応募資格や提案内容、以下に定める提出書類など、当該要領に規定されたことを遵守することを条件とします。

8. 申請方法

①提出書類

提出時期	書類名【様式】	提出部数
申請(提案)時	【様式1】参加申請書	1部
	【様式2】誓約書	
	【様式3】企画提案書	
実施決定後 (市より求められた場合)	事業実施に必要な許可証や免許書の写しなど	1部

②提出先

静岡市 都市局 都市計画部 緑地政策課 公園活用係(市役所7階)
〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1
提出方法:持参又は郵送、電子メール(ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp)
※郵送、電子メールの場合は事前ヒアリングを実施すること

③提出期限

最終:令和7年3月14日(金)午後5時必着
※事業実施予定日の14日前を目途に提出してください。

④事前相談

- (ア) 提案内容や書類作成などについて、事前に相談を受け付けます。
- (イ) その他、質問を電子メール(ryokuchi@city.shizuoka.lg.jp)で受け付けます。後日、回答を市から電子メールで送信します。回答について、他の実施事業者と共有することが望ましいと市が判断した場合は、他の回答方法でお伝えする可能性があります。
- (ウ) 建物内での事業を検討されている場合は、消防法等による制限のため実施できないことがありますので、事前に問い合わせてください。

⑤留意事項

提出書類は本実施要領の内容を踏まえて作成してください。また、用宗緑地内の各施設の現地調査を希望する場合は、施設管理者の許可が必要な場合などがありますので、緑地政策課に連絡してください。

9. 事前ヒアリング

提案内容をもとに、事業の実施方法や必要な条件を確認するため、ヒアリングを行うことがあります。事前相談を受けた場合、ヒアリングを実施しない場合があります。

10. 審査

① 審査

提出書類やヒアリングをもとに、市が事業実施の実現性や提案要件に合致しているかなどの視点から審査を行います。

※審査は、実施事業者を1者に特定するためのものではありません。

※また同時期に複数の事業者が社会実験を実施する可能性があります

② 選定の取り消し

実施事業者が、次に掲げる事項に該当したときは、そのものを選定の対象から除外し、又は実施事業者の決定を取り消すことがあります。

(ア) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(イ) 応募資格を満たしていないことが判明した場合

(ウ) 著しく社会的に信用を失う行為により、公園施設を使用して事業を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合

(エ) その他、用宗緑地で実施する内容として、市が不適切と判断する行為があった場合

③ 審査結果の通知

審査結果は、審査結果通知書により通知します。

11. 事業の実施

① 必要書類等の提出

事業実施の決定後、必要書類(8(1) 事業実施に必要な許可証や免許書の写しなど)を市が指定する日までに提出を求める場合があります。

② 事業の実施

(ア) 事業提案書や事前協議により取り決めた事項を遵守し、事業に必要な許可を得たうえで、事業を実施することができます(実施にあたり所定の法手続きは必ず実施してください)

(イ) 告知を含み、事業の準備から撤去まで、実施事業者の責任のもと、適切に実施してください。なお、事業に係る経費は、実施事業者が負担するものとします。

(ウ) 事業終了後は、現状復旧を行ってください。

③ モニタリング調査

市は、事業の実施期間中に公園利用者に対し、モニタリング調査を行います。その場合、実施事業者は当該モニタリング調査に協力することとします。

④ 事業の中止又は延期

次の場合は、事業の実施を中止又は延期することがあります。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症等が拡大し、事業の継続が困難であると市が判断したとき。
- (イ) 安全対策が十分でないとき。
- (ウ) 事業提案書や事前協議により取り決めた事項、許可条件に反する行為が行われたとき。
- (エ) 地震や大雨等により事業実施が困難であると市が判断したとき。

12. 事業の報告

①実績報告書の提出

事業期間が満了した後に、事業の実績報告書【様式4】を提出してください。

②ヒアリング調査

実績報告書をもとに、ヒアリング調査を行う場合があります。なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知します。

③実績報告の公表について

事業の実施実績について、実施事業者と協議のうえ、内容を公表する場合があります。

13. 留意事項

①提出書類等の取り扱いや特許権等

提出書類等の取り扱いについては次のとおりです。

- (ア) 提出書類の著作権は、実施事業者に帰属しますが、提出書類は返却しないこととします。
- (イ) 実施事業者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しないこととします。
- (ウ) 提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、実施事業者が負うものとします。

②法令の遵守

提案及び実施にあたっては、実施事業者の責任において関係法及び法令適合等を確認してください。

③リスク分担

事業の実施に伴い発生するリスクについては、実施事業者が負うものとします。

④安全対策

- (ア) 来場(園)者の安全性の確保
公園内における安全管理は、実施事業者の責任で行い、事故のないように十分配慮してください。

(イ) 強風対策

テントなど、強風に煽られる可能性があるものを設置する場合は、強風対策のための重りを実施事業者で必ず設置してください。

⑤実施事業の取り扱い

今後、市が用宗緑地において官民連携事業に関する公募を行った場合の事業参入を確約するものではありません。

⑤ 出店へのお願い

(ア) 出店の範囲は下写真における「用宗緑地(公園のエリア)」内をお願いします。



(イ) 公園のにぎわい創出に寄与するように出店のレイアウトに配慮してください



- (ウ) 店舗出店の際は、キッチンカーなどを公園敷地内に駐車して営業行為を行ってください
公園敷地内には車止めを外して進入することが可能です。
車止めを再度設置し直して営業するようお願いします。

